

第6章 ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法が平成 12 年 1 月 15 日に施行され、耐容一日摂取量 (TDI) が 4pg-TEQ/kg/日と定められた。

ダイオキシン類対策特別措置法では、①ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、②ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)、③コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の 3 物質を「ダイオキシン類」と呼んでいる。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン等 (ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンのいう。以下同じ。) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質 (水底の底質をのぞく。) の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法 (この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。) により測定した値 (以下「簡易測定値」という。) に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 (簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。		

1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。) に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

大気基準適用施設及び排出基準

単位[ng-TEQ/m³N]

施設の種類（施設規模）	新設施設基準	既設施設に係る規制基準
	H12. 1. 15以降設置の施設	H14. 12. 1～
焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が 1t/h 以上のもの	0. 1	1
製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が 1, 000kVA 以上のもの	0. 5	5
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する培焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が 0. 5t/h 以上のもの	1	10
アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する培焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、培焼炉及び乾燥炉であっては原料の処理能力が 0. 5t/h 以上のもの、溶解炉にあっては容量が 1t 以上のもの	1	5
廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が 0. 5 m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が 50kg/h 以上のもの	焼却能力が 4t/h 以上	0. 1
	焼却能力が 2～4t/h	1
	焼却能力が 2t/h 未満	5
備考		
1. 許容限度は温度が零度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。		

水質基準対象施設及び排出基準

単位[pg-TEQ/l]

	特定施設の種類	排水基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	

	特定施設の種類	排水基準
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）から金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が50kg/h以上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（1から17まで及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（1から14までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（18に掲げるものを除く。）	

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理

区 分	基 準
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻※	3ng-TEQ/g

※廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたもの

最終処分場放流水の水質排出基準

区 分	基 準
放流水水質	10pg-TEQ/ℓ

1. ダイオキシン類調査（県調査分）

（1）熊本県等による調査結果

（熊本県「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第 60 報」より）

① 大気環境調査

i) 一般環境把握調査：宇城・天草地域の 2 地点で調査を実施した。

ii) 調査時期：夏期及び冬期の年 2 回

iii) 調査結果：調査結果は次表のとおり。各地点の年間平均値は、0.0044～0.013pg-TEQ/m³であり、全調査地点で環境基準を達成した。

【調査結果】

単位 [pg-TEQ/m³]

調査地点	夏期	冬期	平均値
宇土運動公園	0.0087	0.013	0.011
天草保健所	0.0044	0.0047	0.0046
大気環境基準値	0.6		

② 公共用水域調査

i) 調査地点

河川及び海域の環境基準点で、水質及び底質（水底土砂）の調査を実施した。

ii) 調査時期

令和6年9～10月、各地点年1回

iii) 調査結果

調査結果は次表のとおり。全調査地点において、水質・底質ともに環境基準を達成した。

【調査結果】 単位[水質:pg-TEQ/l 底質:pg-TEQ/g]

調査地点		調査結果		調査機関
		水質	底質	
河川	倉江橋（上天草市）	0.077	1.1	熊本県
	上砂川橋（宇城市）	0.077	1.1	熊本県
	横石（坂本町）	0.069	0.21	国交省
	上杉堰（熊本市）	0.089	0.22	国交省
	小島橋（熊本市）	0.088	0.33	国交省
	白石（玉名市）	0.079	4.1	国交省
	山王橋（熊本市）	0.076	0.46	熊本市
	尾崎橋（熊本市）	0.078	0.39	熊本市
海域	緑川地先（St-9）	0.081	2.0	熊本市
環境基準値		1	150	

③ 地下水質調査

i) 調査地点

宇城・天草地域において、地下水質測定計画の中で定期的・継続的にモニタリング調査を実施している井戸のうち2地点で調査を実施した。

ii) 調査時期

令和6年9月 各地点年1回

iii) 調査結果

調査結果は次表のとおり。全調査地点において、環境基準を達成した。

【調査結果】	単位[pg-TEQ/l]
調査地点	調査結果
宇土市 (T-1)	0.057
上天草市 (T-2)	0.057
環境基準値	1

④ 土壌調査

i) 調査地点

宇城・天草地域の2地点で、調査を実施した。

ii) 調査時期

令和7年1月 各地点年1回

iii) 調査結果

調査結果は次表のとおり。全調査地点において、環境基準を達成した。

【調査結果】	単位[pg-TEQ/g]
調査地点	調査結果
宇城市	0.0024
上天草市	0.0078
環境基準値	1,000

2. ダイオキシン類調査（八代市調査分）

（1）一般廃棄物焼却施設

大気基準適用施設である市環境センターの排出ガス、焼却灰、飛灰については、ダイオキシン類対策特別措置法により毎年1回以上のダイオキシン類の測定が義務付けられている。

① 調査結果の概要

いずれも規制基準以下であった。調査結果については次表のとおり。

表－1 市環境センター排出ガス

単位[ng-TEQ/m³]

項目 \ 年度	R6			
	1号炉		2号炉	
	R6. 5. 13	R6. 11. 11	R6. 5. 14	R6. 11. 12
PCDD	0.0080	0.0049	0.00091	0.00043
PCDF	0.0025	0.0021	0.00027	0.00025
コプラナー PCB	0.00085	0.00079	0.00015	0.00015
ダイオキシン類計	0.011	0.0077	0.0013	0.00083
基準値	0.1			

表－2 市環境センター焼却灰

単位[ng-TEQ/g]

項目 \ 年度	R6			
	1号炉		2号炉	
	R6. 5. 1	R6. 11. 5	R6. 5. 1	R6. 11. 5
PCDD	0	0	0	0
PCDF	0.0027	0.000064	0.0023	0
コプラナー PCB	0.000039	0.0000096	0.000036	0.000011
ダイオキシン類計	0.0027	0.000073	0.0023	0.000011
基準値	3			

表－3 市環境センター飛灰

単位[ng-TEQ/ g]

項目 \ 年度	R6			
	1 号炉		2 号炉	
	R6. 5. 14	R6. 11. 11	R6. 5. 14	R6. 11. 12
PCDD	0. 24	0. 14	0. 21	0. 14
PCDF	0. 13	0. 096	0. 13	0. 12
コプラナー PCB	0. 012	0. 0080	0. 0058	0. 0064
ダイキシン類計	0. 38	0. 25	0. 35	0. 28
基準値	3			